

告 示

埼玉県告示第三十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

春日部市

四 作業期間

令和元年十二月二十六日から令和二年三月二十五日まで